

注 平成20年3月24日訓令（乙）第22号より条文注記入る。

改正

平成18年4月11日訓令乙第72号

平成20年3月24日訓令乙第22号

平成24年3月30日訓令乙第29号

平成26年3月31日訓令乙第26号

武蔵村山市広告掲載取扱要綱

（趣旨）

**第1条** この要綱は、武蔵村山市（以下「市」という。）が自主財源の強化のため、広告媒体として適当な施設、設備等、その作成する広報紙、冊子、封筒その他の印刷物その他広告媒体として利用可能なもの（以下「市有物件等」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の対象）

**第2条** 広告掲載の対象とする市有物件等は、次に掲げるもののうち、常時若しくは一定の期間継続して広告を表示できるものとする。ただし、市長が広告掲載を適当でないと認めるものは、広告掲載の対象としない。

- （1）市の所有に属する施設、設備等（当該施設、設備等に新たに設備又は機材を取り付けて広告を表示するものを含む。）
- （2）市が作成する広報紙、冊子、封筒その他の印刷物
- （3）武蔵村山市ホームページ
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が広告媒体として適当と認めるもの

（広告の掲載基準）

**第3条** 市有物件等に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- （1）市有物件等の公共性又は市の品位を損なうおそれのあるもの
- （2）風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- （3）政治又は宗教に関するもの

- (4) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (6) その他市有物件等に掲載することが適当でないと認められるもの

(広告主等の責務)

**第4条** 広告主（広告主に代わって広告掲載の申込みを行う広告代理業を営む者を含む。以下「広告主等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市有物件等に掲載した広告の内容に関しては、その一切の責任を負うこと。
- (2) 広告の掲載に当たっては、関係法令の規定を遵守すること。
- (3) 市税等を滞納しないこと。

2 広告主等は、広告の掲載に関し、その責めに帰すべき理由により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告の募集)

**第5条** 広告の募集は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 武蔵村山市広報又は武蔵村山市ホームページへの掲載
- (2) 広告主を指定しての募集
- (3) 広告代理業を営む者を通じての募集

2 市有物件等に広告を掲載しようとする課（相当する組織を含む。）の長（以下「主管課長」という。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合においては、主管課長は、その内容につき、武蔵村山市広告掲載審査委員会（第11条第1項を除き、以下「委員会」という。）の審査を受けなければならない。

- (1) 広告を掲載しようとする市有物件等の種類及び体裁
- (2) 広告の仕様（広告の内容、デザイン、大きさ、掲載位置等であつて、当該広告を掲載する市有物件等に応じて必要なものをいう。以下同じ。）
- (3) 広告の掲載期間又は使用見込み期間
- (4) 広告掲載の申込み期間
- (5) 広告掲載料の額及びその納入期限

(広告掲載の申込み)

**第6条** 市有物件等のうち第2条第2号又は第3号に掲げるもの（次項において「印刷物等」という。）への広告の掲載を希望する広告主等は、広告掲載申込書（第1号様式）に当該掲載しようとする広告の仕様を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 印刷物等以外の市有物件等への広告の掲載は、原則として、市と広告主等との協議によるものとする。

(広告掲載の決定等)

**第7条** 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったとき、又は同条第2項の規定により広告を掲載しようとするときは、委員会に諮った上で、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告主等が掲載しようとする広告が第3条の規定に該当するものであるときは、当該広告を掲載すべきものとして決定する。ただし、同一の広告の掲載位置に掲載を可とすべき広告が複数あるときは、次に掲げる順位の上位にある者の広告を掲載する広告として決定し、その順位が同一のものの広告であるときは抽選により掲載する広告を決定するものとする。

(1) 国及び地方公共団体並びにこれらの機関並びに公共的団体等

(2) 私企業のうち公共的性格を有するものであって、武蔵村山市内に事業所等を有するもの

(3) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者であって、武蔵村山市内に住所を有するもの

(4) 前3号に掲げるもの以外のもの

3 市長は、前条第1項の規定による申込みに対し、前2項の規定により広告を掲載することに決定したときは広告掲載決定通知書(第2号様式)により、広告を掲載しないことに決定したときは広告非掲載決定通知書(第3号様式)により、同条第1項の規定による申込みを行った者に通知するものとする。

(広告掲載料)

**第8条** 前条の規定により広告を掲載することに決定された者は、市長が指定する期日までに別に定める広告掲載料を納入しなければならない。

2 前項の広告掲載料は、委員会が、掲載を希望する市有物件等の種類、数量及び作成経費、広告の掲載位置、掲載期間及び規格並びに市場相場を勘案して定める。

(広告掲載料の返還)

**第9条** 既に納入した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主等の責めに帰さない理由により広告の掲載ができないときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主等が指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(広告掲載審査委員会)

**第11条** 市有物件等への広告掲載に関する事務を統一的に取り扱うため、武蔵村山市広告掲載審査委員会を置く。

2 委員会は、市有物件等への広告掲載の適否を審査するとともに、当該掲載する広告に係る広告掲載料の額その他広告の掲載に関し必要な事項を審議決定する。

3 委員会は、委員長、副委員長1人及び委員6人をもって組織する。

4 委員長、副委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 企画財務部長

(2) 副委員長 企画財務部秘書広報課長

(3) 委員 総務部総務契約課長、同部文書情報課長、市民部市民課長、生活環境部産業観光課長、健康福祉部地域福祉課長及び教育部文化振興課長

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、委員長が招集する。

8 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

9 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

10 前各項に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

11 委員会の庶務は、企画財務部秘書広報課において処理する。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則** (平成20年3月24日訓令(乙)第22号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月30日訓令(乙)第29号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月31日訓令(乙)第26号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。